

障がい者手当制度



## 重度の障がい者を支援する 3種類の障がい者手当制度

圖ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)

在宅生活で介護が必要な重度の障がい者に手当が支給される「障がい者手当制度」があります。

	障がい児福祉手当	特別障がい者手当	特別児童扶養手当
対象	20歳未満で身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とする人。 ※以下の場合は対象外です。 ①施設などに入所 ②この障がいを支給理由とする年金を受給	20歳以上で身体か知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人。 ※以下の場合は対象外です。 ①施設などに入所 ②病院か診療所に継続して3か月以上入院	20歳未満で身体か知的・精神に障がいがあり、法令に定められた障害等級に当てはまる障がい児の父母か養育者。 ※以下の場合は対象外です。 ①施設などに入所し、監護・養育されていない障がい児 ②障がいを理由に年金を受給している障がい児
手当	月額 14,850 円	月額 27,300 円	1級…月額 52,400 円 2級…月額 34,900 円
支給制限	所得による支給制限があります。障がい程度の認定は原則として診断書で審査します。		

公共施設除草作業員募集



## 除草作業員を募集します

圖総務課財政班 ☎78-3111 (内215)

- ▶ **仕事内容**  
・公共施設の除草などの維持管理作業  
・簡単な剪定作業
  - ▶ **勤務場所** 公園施設、町管理道路など
  - ▶ **雇用期間** 4/1(金)~R5.3/31(金)
  - ▶ **勤務時間** 8:30~17:00(休憩1時間を除く)
  - ▶ **募集人数** 3人
  - ▶ **応募資格** 普通運転免許を持っている人
  - ▶ **申込期限** 3/11(金)
  - ▶ **必要なもの** 公共施設除草作業委員(有償ボランティア)登録申請書・運転免許証の写し
  - ▶ **申込先** 総務課財政班
- 雇用内容**
- ▶ **雇用形態** 有償ボランティア
  - ▶ **社会保険・雇用保険・諸手当** なし
  - ▶ **賃金** 8,200円/日

粗大ごみの休日特別受け入れ



## 粗大ごみの休日特別受け入れ

圖住民課住民班 ☎78-3113 (内111)

粗大ごみの休日特別受け入れを行います。処理場へ持ち込む粗大ごみは「可燃粗大ごみ」と「不燃粗大ごみ」に分別をお願いします。

- ▶ **日時** 4月3日(日) 9:00~12:00
- ▶ **場所** 津奈木町ごみ処理場
- ▶ **その他** 粗大ごみは平日(水曜日、祝日、年末年始を除く)も受け入れています。
- ▶ **料金表** おつりのいらないようにお願いします。

区分	基本額	加算額
可燃粗大ごみ	300円	30kgを超える場合は、10kgごとに100円加算
不燃粗大ごみ	500円	50kgを超える場合は、10kgごとに100円加算
指定粗大ごみ(自転車など)	700円(1台)	

令和4年度児童扶養手当



## 4月から児童扶養手当額を改定

圖ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

▶ **手当額(月額)**

	改定後	
	支給	
第1子	全部	43,070円
	一部	10,160~43,060円
第2子	全部	10,170円
	一部	5,090~10,160円
第3子以降	全部	6,100円
	一部	3,050~6,090円

**児童扶養手当**

母親か父親のいない児童や一定の障がいのある親を持つ児童を監護している母親か父親に代わって児童を養育している人に支給。毎年8月の現況届の審査結果で手当額が決まります。

手話奉仕員養成講座



## 手話奉仕員養成講座を受けませんか

圖ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)

意思疎通に必要な、初歩的な手話通訳技能の指導・学科の講習を開きます。手話通訳者が増えることは、地域の聴覚障がい者の福祉発展につながります。

- ▶ **期間**  
・入門課程(17回) 4/6(水)~8/3(水)  
・基礎課程(28回) ※入門課程受講者のみ。 8/31(水)~R5.3/29(水)
- ▶ **日時** 毎週水曜 19:00~21:00
- ▶ **場所** 水俣市公民館本館
- ▶ **受講資格** 高等学校卒業以上の学力があり、手話通訳活動ができる人
- ▶ **受講料** 無料(テキスト料7,600円)
- ▶ **申込** 3/31(木)までにほけん福祉課福祉班へ申込

住宅用太陽光発電システム設置費補助金



## 住宅用太陽光発電補助金制度は今年度で終了

圖政策企画課 ☎78-3114 (内223)

住宅用太陽光発電システム設置費の一部を補助します。**この制度は今年度で終了しますのでお早めに申し込んでください。**

- ▶ **補助金額** 出力1kwあたり **4万円**  
※上限16万円。
- ▶ **残り件数** **1件**
- ▶ **申込** 申請書(町ホームページ・政策企画課窓口で入手)を工事着工前に提出



死亡後の年金手続き



## 国民年金受給者・加入者が亡くなったら

圖住民課住民班 ☎78-3113 (内112)

国民年金被保険者や年金受給者が亡くなったら、手続きが必要です。手続き内容は、亡くなった人の年金加入・納付記録や家族構成などで異なります。必要書類など詳しくは年金事務所や住民課住民班で案内しています。

- ▶ **主な手続き(全ての人が対象ではありません)**
- ▶ **亡くなった人が国民年金被保険者**  
死亡一時金・寡婦年金・遺族基礎(厚生)年金
- ▶ **亡くなった人が年金受給者**  
未支給年金・遺族基礎(厚生)年金

- ▶ **出張年金相談の案内**  
○3/10(木)・24(木) 水俣市総合もやい直しセンター  
○3/11(金) 芦北町役場
- ▶ **【時間】**(水俣) 9:30~15:30(芦北) 9:00~17:00
- ▶ **相談方法(事前に電話予約)**  
○八代年金事務所出張相談予約窓口  
☎0965-35-6123(平日8:30~17:15)